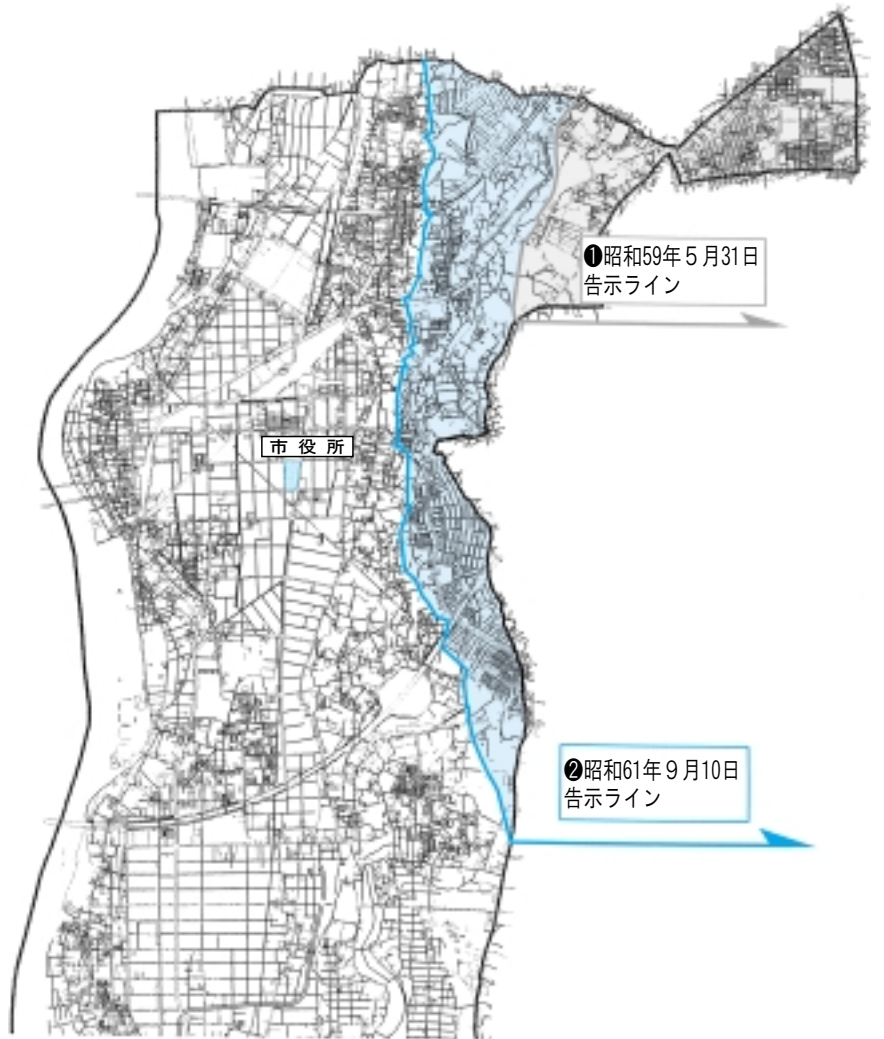


基地騒音の住宅防音工事

補助金助成・室数に応じて

5月27・28日 市役所で申込受付

住宅防音工事区域図



国(横浜防衛施設局)では、厚木基地を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するために、住宅防音工事の助成を行っています。防音工事を希望する方で、まだ申し込んでいない方は、次のとおり受付を行います。

◆対象・助成室数

(1) 新規工事

▽対象 住宅防音工事対象区域内(地図①・②部分)に昭和59年5月31日または昭和61年9月10日までに建てられた住宅で、これまで防音工事を実施していない住宅
▽助成室数 家族数+1室(最高5室まで) 家族数に関係なく2室まで

(2) 追加工事

▽対象 新規防音工事を実施した住宅
▽助成室数 家族数+1室(最高5室まで) から新規工事を実施した室数を除いた室数

(3) 特定工事

▽対象 昭和59年5月31日に告示された区域内(地図①)東柏ヶ谷全域、柏ヶ谷の一部、上

今泉六丁目の一部で、昭和59年6月から昭和61年9月10日までに建てられた住宅のうち、防音工事の助成を受けていない住宅。集合住宅(分譲マンションなど)の場合は、管理組合などの代表者が申し込んでください。

(5) 防音区画改善工事

▽対象 住宅防音工事対象区域内で、過去に防音工事の助成を受け、工事後10年以上経過した住宅の建て替えを計画中または建て替え済みの住宅。ただし、建て替え前後に代替性・継続性があると認められる住宅に限ります
▽助成室数 家族数+1室(最高5室まで) 専用台所、玄関・浴室等は原則として対象になりません

(4) 建替工事

▽対象 住宅防音工事対象区域内で、過去に防音工事の助成を受け、工事後10年以上経過した住宅の建て替えを計画中または建て替え済みの住宅。ただし、建て替え前後に代替性・継続性があると認められる住宅に限ります
▽助成室数 家族数+1室(最高5室まで) 専用台所、玄関・浴室等は原則として対象になりません

◆補助金の額

いずれの工事でも、国の定めた標準仕様で工事を行う場合は、全額助成が受けられますが、補助額は室数に応じて一定の限度

◆受付の日程

▽日時 5月27日(月)・28日(火)の午前10時~午後4時30分(申込は原則として所有者または居住者)
▽会場 市役所707会議室
※期間中に申込のできない方を

追加・特定・建替を実施で、現況がバリアフリーまたはフレックス対応住宅に改造されている住宅
②新規・追加工事を実施済みの住宅で、防音工事後10年以上経過し、現況がバリアフリーまたはフレックス対応住宅に改造されている住宅
③障害者等(身体障害者、高齢者など、介護等を必要とする方、車いす等による生活状況にある方)の居住する住宅

す。トラブルを防止するために、契約は慎重に行ってください。

市民参加条例の策定を目指して

市民会議メンバーを募集

市では去年4月、市が設置する審議会や委員会等への市民参加を促進するため「審議会等への委員公募に係る指針」を策定しました。この指針は、市民の意見を、より施策に取り入れ、市民と行政の協働によるまちづくりを目指す体制づくりの第一歩として策定したものです。さらに市ではこのたび、市民と行政の協働という理念のもと、地方分権の時代に市民自らがまちづくりを進める責任を明確にするため、「市民参加条例」の策定を目指して、「市民会議」を設置し、その素案づくりを進めることになりました。

市民会議では、全国の自治体で展開されている「市民参加条例」や「まちづくり条例」についての事例研究なども行い、市の実状に合った素案づくりを進めていきたいと考えています。多くの市民の方の参加をお待ちしています。

▽対象・人数 市内在住・在勤の20歳以上の方10人。ただし公務員など公職にある方を除きます

▽期間 委嘱から2年程度
▽応募方法 応募用紙に所定事項を記入し、別に定めるテーマについての小論文を添えて、6月28日(金)までに郵送または直接企画政策課へ提出してください。詳細は募集要領(同課にあります。ホームページにも掲載)をご覧ください。

※報酬はありません。ボランティア参加をお願いします。

▽企画政策課(内282)

発掘調査報告書を刊行

秋葉山古墳群



第3号墳墳頂部土器の出土状況

図 横浜防衛施設局事業部施設対策第3課住宅防音第3係(045・211・7352)。

市では、「秋葉山古墳群発掘調査報告書」を刊行しました。同古墳群については、平成9~12年度に第1~3号墳の発掘調査を行い、前方後円形の墳形を確認するとともに、壺や鉢等の土器・円筒形土製品等が出土し、多くの成果を得ることができました。

報告書は、発掘調査の結果を公開するとともに、貴重な文化遺産である秋葉山古墳群の今後の保護・活用を検討に向けて刊行したものです。

図 文化財課(内682)。